

トピックス

1. 森林・林業の再生に向けた取組を展開

我が国の森林資源は、人工林を中心に利用可能な段階に入りつつあるものの、国内の森林・林業は、林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなどにより、依然として厳しい状況に置かれています。

このような中、農林水産省は、森林・林業の再生に向けて、森林の整備・保全を図りつつ、施業の集約化や路網の整備、人材の育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材の加工・流通体制の整備、木材利用の拡大等に取り組んでいます。

平成24(2012)年度には、前年度に改正された「森林法」が施行され、適切な森林施業を確保するための措置や無届伐採に対する伐採中止命令・造林命令が新設されるとともに、森林所有者を把握するための届出制度等が導入されました。また、持続的な森林経営を確保するため、面的まとまりのある森林を対象に施業集約化や効率的な路網整備を進める「森林経営計画制度」が始まりました。

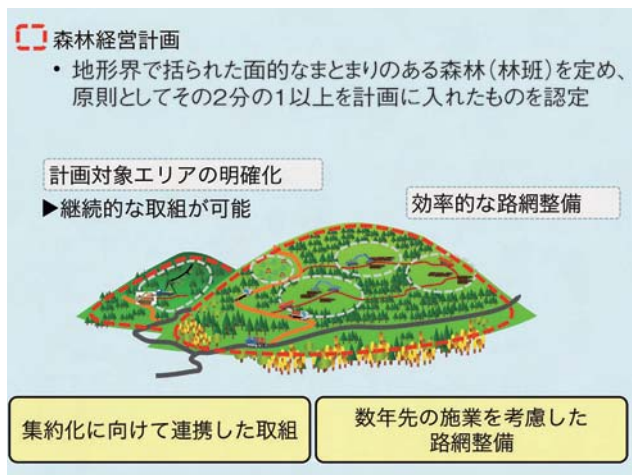
森林・林業の再生を担う人材については、「緑の雇用」事業によって、新規就業者の確保と現場技能者の育成を図るとともに、「准フォレストラー研修」等によって、地域の持続的な森林経営や施業の集約化、路網の整備等に関する専門的かつ高度な知識・技術を備えた技術者等の育成を図っています。

木材利用については、平成22(2010)年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、各地の都道府県や市町村で木材利用促進に関する方針が策定されるなど、木造による公共建築物の整備に向けた取組が進められています。また、平成24(2012)年7月には「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始され、各地で木質バイオマスによる発電施設の整備が進められています。さらに、地域で流通する木材を活用した木造住宅の新築や内装・外装木質化、木製品等の購入を対象に「木材利用ポイント」を付与する取組も始まります。

このような森林・林業の再生に向けた取組が進められる中、国有林野事業については、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して我が国の森林・林業の再生に一層貢献するため、平成25(2013)年度からその組織・事業の全てを一般会計に移行することとして、平成24(2012)年6月に関連法が成立しました。

農林水産省では、今後も、現場の関係者と緊密に連携しながら、森林・林業の再生に取り組むこととしています。

(※森林・林業の再生に向けた取組の全体像については、第I章で詳しく紹介します。)



「森林経営計画」のイメージ



木造で整備された公共建築物
(横浜植物防疫所つくばほ場)

2. 津波で被災した海岸防災林の再生を開始

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、青森県から千葉県にかけての太平洋側沿岸部で発生した津波により、海岸防災林も甚大な被害を受けました。被災した海岸防災林は総延長約140kmに及び、立木の根返り・幹折れ・流失や、防潮堤等の治山施設の倒壊・流失、地盤沈下による林地の浸水等の被害が多数発生しました。

一方、今回の震災では、海岸防災林が、津波エネルギーの減衰や、漂流物の捕捉、津波到達時間の遅延等の一定の津波被害軽減効果を発揮したことが確認されました。林野庁が開催した検討会では、海岸防災林の被災状況の把握や防災効果の検証を行った上で、海岸防災林の再生方針を取りまとめました。

現在、林野庁では、被災した海岸防災林の再生・復旧を進めており、平成24(2012)年度には、被災延長約140kmのうち約50kmで海岸防災林の再生に着手しました。再生に当たっては、津波堆積物等に由来する再生資材も活用しながら樹木の生育基盤を造成し、準備の整った箇所では、地域の自然条件等を踏まえながら樹種を選定して、順次、苗木の植栽を進めています。

民有林の被災箇所のうち、仙台湾沿岸地区と気仙沼地区^{けせんぬま}については、宮城県知事からの要請を受けて、国(東北森林管理局)の直轄事業により、海岸防災林の再生を国有林と民有林で一体的に進めています。また、国有林では、公募による協定方式を活用して、NPOや企業等の民間団体の協力も得ながら、植栽や保育活動を進めていく予定です。

平成24(2012)年11月には、仙台市若林区荒浜^{わかばやしくあらはま}の国有林において、海岸防災林の植樹式が開催されました。植樹式には、主催者である東北森林管理局のほか、地域の住民や地元自治体、関係機関、NPO等から約200名が参加して、生育基盤の造成が完了した箇所に、約2,200本の抵抗性クロマツや広葉樹の苗木を植栽しました。また、同月には、植樹式会場に隣接する国有林を対象に、海岸防災林再生の活動希望者の募集が初めて行われ、14の民間団体から申請がありました。これらの団体は、平成25(2013)年3月以降、国(森林管理署)との協定に基づき、植栽を開始する予定です。

林野庁では、今後も、地方自治体や関係機関と連携しながら、海岸防災林の再生を進めることとしています。
(※東日本大震災からの復興に向けた取組の全体像については、第Ⅱ章で詳しく紹介します。)



海岸防災林の植樹式の模様

(左：福島県いわき市(平成25(2013)年3月)、右：宮城県仙台市(平成24(2012)年11月))

トピックス

3. 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」等により 木質バイオマス利用を推進

我が国は、国内で使用される石油、石炭、天然ガス等の化石燃料の大半を海外からの輸入に頼っており、平成22(2010)年におけるエネルギー自給率は5%にすぎません*1。今後も、国内で必要となるエネルギーを安定的に確保し続けていくためには、化石燃料に代わるエネルギーを確保することが課題となっています。このような中、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の「再生可能エネルギー」に対する関心が高まっており、木質バイオマスも再生可能エネルギーの一つとして期待されています。

再生可能エネルギーから発電された電気については、これまでも、平成14(2002)年の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)」により、電気事業者に対して一定量以上利用することを義務付けていたことから、一部の電力会社では、木質バイオマスの燃料利用を進めてきました。

平成24(2012)年7月からは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再生可能エネルギー特措法)」に基づき、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まりました。同制度は、再生可能エネルギーから発電された電気について、電気事業者に買取義務を課するもので、電気の買取価格・買取期間は、再生可能エネルギー源の種別や発電規模ごとに決定されます。

このうち、木質バイオマスから発電された電気については、「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」及び「建設資材廃棄物」の別に定められる固定価格で、20年間買い取られることとされました。林野庁では、「間伐材等由来の木質バイオマス」と「一般木質バイオマス」の識別・証明が適切に行われるよう、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を策定しています。

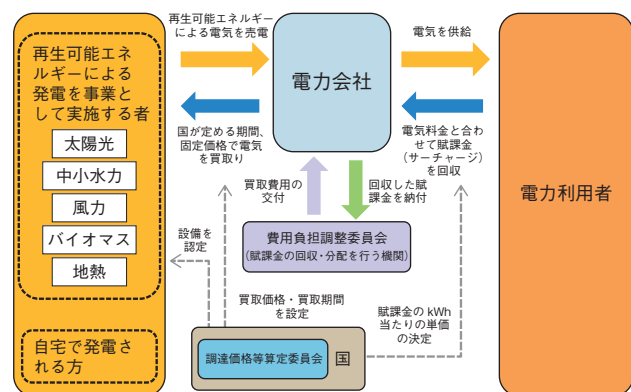
平成24(2012)年8月には、福島県会津若松市あいつわかまつしの木質バイオマス発電所が、間伐材等由来の木質バイオマスを使用する施設として初めて、同制度による電力会社への売電を始めました。同10月には、山口県岩国市いわくにしの木質バイオマス発電所が、既存の発電所で初めて、同制度による認定を取得しました。

林野庁では、今後も、同制度等を活用しながら、未利用間伐材を中心とする木質バイオマスの利用を進めることとしています。

(※木質バイオマスのエネルギー利用については、第Ⅵ章(194-199ページ)で詳しく紹介します。)



岩国市の木質バイオマス発電施設



「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の概要

*1 経済産業省「平成23年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書2012)」: 89.

4. 綾の照葉樹林が「ユネスコエコパーク」に登録

宮崎県の綾地域は、東アジアの照葉樹林^{*2}帯の北限付近に位置し、国内最大規模の照葉樹自然林が残されています。同地域は、平成24(2012)年7月にパリ(フランス)のユネスコ(UNESCO^{*3})本部で開催された「第24回人間と生物圏(MAB)計画国際調整理事会」において、「生物圏保存地域(Biosphere Reserves)」に登録されることが決まりました。「綾」の登録に当たっては、照葉樹自然林の存在のみならず、同地域で、「綾の照葉樹林プロジェクト」を始めとする自然と人間の共存に配慮した取組が行われていることが高く評価されました。

ユネスコの「生物圏保存地域」は、我が国では「ユネスコエコパーク」と呼ばれており、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、「保存機能(生物多様性の保全)」、「経済と社会の発展」、「学術的研究支援」の3つの機能を有する地域を登録するものです^{*4}。平成24(2012)年7月現在、117か国の610地域が登録されており、我が国では、昭和55(1980)年に「志賀高原」(長野県、群馬県)、「白山」(岐阜県、石川県、富山県、福井県)、「大台ヶ原・大峰山」(奈良県、三重県)、「屋久島」(鹿児島県)の4か所が登録されています。「綾」は我が国で5か所目のユネスコエコパークとなりました。

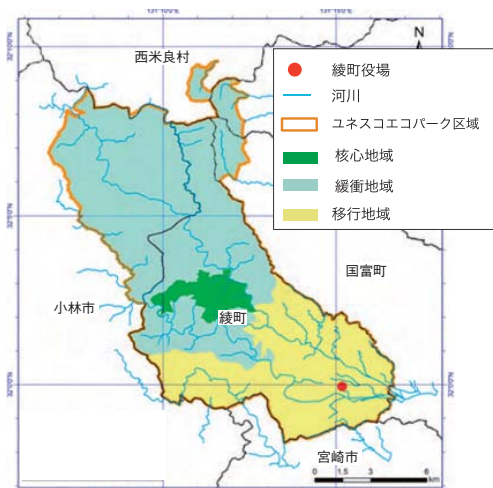
「綾ユネスコエコパーク」の面積は14,580haで、生物多様性の確実な保護を行う「核心地域」、核心地域を取り巻く「緩衝地域」、持続可能な発展に向けた利活用が行われる「移行地域」の3つの地域にゾーニングされています。

このうち、「核心地域」と「緩衝地域」では、平成16(2004)年度から、「綾の照葉樹林プロジェクト」として、九州森林管理局が、宮崎県、綾町、公益財団法人日本自然保護協会及び「てるはの森の会^{*5}」との協働により、日本最大級の原生的な照葉樹林を保護するとともに、周辺の二次林や人工林の照葉樹林への復元や、地元住民への普及啓発に取り組んでいます。また、「移行地域」では、森林環境教育と農業体験学習等との連携によるエコツーリズムや有機農業の推進など、自然と人間の共生に配慮した地域振興が行われています。

林野庁では、今回のユネスコエコパークへの登録を踏まえて、引き続き、関係者との密接な連携により、綾地域における照葉樹林の保護・復元等に取り組むこととしています。



綾の照葉樹林



ユネスコエコパークの位置とゾーニング

- *2 亜熱帯から暖温帯に分布するシイ・カシ等の厚く光沢のある葉を有する樹木(照葉樹)で構成される森林。
- *3 「United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization(国際連合教育科学文化機関)」の略。
- *4 これに対して、「世界自然遺産」は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき、顕著で普遍的な価値を有する自然地域を一覧表に記載して保全する制度である。
- *5 「綾の照葉樹林プロジェクト」の民間部門であり、プロジェクトの趣旨に賛同する者の参画を促進するため、一般市民や民間企業との橋渡し等を担う団体。

トピックス

5. 林業・木材産業関係者が天皇杯等を受賞

林業・木材産業の活性化に向けて、全国で様々な先進的な取組がみられます。このうち、特に内容が優れていて、広く社会の賞賛に値するものについては、毎年、秋に開催される「農林水産祭」において、天皇杯等三賞が授与されています。平成24(2012)年度には、以下の3者が天皇杯等(林産部門)を受賞しました。

天皇杯

出品財：経営(林業)

おかはし きよゆか
岡橋 清元 氏 奈良県橿原市

岡橋氏は、所有する山林1,939haにおいて、吉野地域の伝統施業である「密植、多間伐、長伐期」を基本として、高品質で付加価値の高い大径材を生産しています。近年では、急峻な地形に高密度で壊れない作業道の作設を進め、林業機械の導入により、効率的な木材生産を実現しています。また、「[緑の循環]認証会議(SGEC(エスジェック))」による森林認証等を取得して、森林の保全・利用の促進による資源循環社会の実現を図っています。高密度に整備された路網を基盤とする同氏の林業経営は、先進的なモデルケースとして全国的にも高く評価されています。



内閣総理大臣賞

出品財：産物(わさび)

たしろ こういち
田代 耕一 氏 静岡県御殿場市

田代氏は、平成元(1989)年に、所有するわさび田50aでわさび栽培を始めました。同氏は、栽培品種「真妻」の組織培養苗を完成させ、苗を低価格で安定的に供給する技術を確立しています。また、自然環境の維持のため、化学肥料は一切使用せず、毎年、わさびの生育に適した良質な土を搬入するなど、わさび栽培に適した環境を次世代に引き継ぐことを念頭に栽培に取り組んでいます。これらの成果は、地域の同業者に伝えられることにより、地域の活性化にも寄与しています。



日本農林漁業振興会会長賞

出品財：技術・ほ場(苗ほ)

き さぬき かおる
木佐貫 薫 氏 宮崎県小林市

木佐貫氏は、平成3(1991)年に苗木生産を始めた後、ほ場の拡大、作業機械の導入、雇用の通年化等による経営拡大に取り組み、現在では、宮崎県の山行苗木生産量の約1割を担っています。同氏は、苗畑の規模拡大と集約化により、作業効率を向上させるとともに、生産樹種の多様化により、経営基盤の安定化を実現しました。さらに、独自に開発した灌水システムや採穂技術により、生産性の向上を図っています。今後、同氏の苗木生産技術が普及することにより、他の苗木生産者の生産する苗木の品質と生産性が向上することが期待されます。

